

印西市地域防災計画等改訂業務委託仕様書

(令和8年度・令和9年度実施)

第1章 総則

1. 適用範囲

この仕様書は、印西市（以下、「本市」という。）が実施する「印西市地域防災計画等改訂業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

本業務は、前回改訂以降の災害対応上の課題や、地震・風水害等が同時期又は連続して発生する複合災害を想定し、最新の科学的知見及び地域特性を踏まえた防災アセスメント調査を実施するものである。あわせて、千葉県地域防災計画との整合性を確保しつつ、印西市地域防災計画及び関連する各種計画・マニュアル等の改訂を行い、本市の総合的な防災・減災体制の強化を図ることを目的とする。

3. 配置技術者

本業務の作業体制として、以下の要件を満たす技術者をそれぞれ配置すること。

(1) 管理技術者

- ア 防災業務に精通した実務経験豊富な者とし、技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門、応用理学部門又は建設部門）を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者であること。
- イ 平成28年度以降に、千葉県内地方公共団体において同種・類似業務に従事した実績を有する者。なお、同種業務は、防災アセスメント調査、地域防災計画、各種マニュアルの改訂、策定業務とし、類似業務は、その他危機管理等に係る計画策定業務等となります。
- ウ 本業務期間中、管理技術者として一貫して配置されることとし、業務の統括、関係機関との協議、防災会議における説明及び質疑応答等について、主体的な実施と責任を負うこと。

(2) 照査技術者

- ア 管理技術者と同等以上の資格を有する者を配置すること。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- イ 本業務において作成される各種成果品について、
 - 内容の妥当性
 - 整合性
 - 記載の正確性

について、第三者的立場から照査を行い、その結果を管理技術者に報告すること。

ウ 照査の結果、修正又は追加が必要と判断される事項については、受注者の責任において確実に対応すること。

(3) GIS 技術者

ア 本業務はデータ整備やマップ作成などに GIS を有効活用することを前提とするため、業務実施に係る人員のうち少なくとも 1 名は GIS に精通した GIS 上級技術者又は空間情報総括監理技術者を配置すること。

イ 本業務においては、前回業務成果の GIS データを基礎としつつ、最新の基盤地図情報、統計資料及び各種計画との整合を図り、必要に応じて修正・更新を行うこと。

ウ GIS データの作成又は更新にあたっては、本市が保有する既存 GIS データとの互換性及び将来的な活用を考慮した形式とし、その仕様については本市と協議のうえ決定すること。

エ GIS 技術者は、管理技術者及び照査技術者と連携し、被害想定結果及び計画内容が地理情報として適切に反映されるよう対応すること。

(4) 担当者

本業務内容は多岐にわたることから、防災アセスメント調査、各種計画等の改訂等で、それぞれ 2 名以上の担当者を可能な限り配置すること。

4. 履行期間及び納入場所

本業務の履行期間及び成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

(1) 履行期間：契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 17 日

(2) ただし、詳細は別紙「印西市地域防災計画等改訂業務委託 作業工程表による。」

(3) 納入場所：印西市総務部防災課危機管理室

5. 準拠する法令等

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠し、実施するものとする。

(1) 災害対策基本法

(2) 災害救助法

(3) 水防法

(4) 河川法

(5) 気象業務法

(6) 大規模災害からの復興に関する法律

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(9) 防災基本計画

- (10) 国土強靱化基本計画
- (11) 千葉県地域防災計画
- (12) 印西市国土強靱化地域計画
- (13) 印西市地域防災計画（現行計画）
- (14) 印西市総合計画
- (15) 印西市防災アセスメント調査報告書（現行計画）
- (16) 印西市ハザードマップ（現行マップ）
- (17) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (18) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- (19) 土砂災害警戒避難ガイドライン
- (20) 避難情報に関するガイドライン
- (21) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き
- (22) 市町村のための業務継続計画作成ガイド
- (23) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
- (24) 地方都市等における地震対応のガイドライン
- (25) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (26) 福祉避難所の確保・運営に関するガイドライン
- (27) 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン
- (28) 避難所運営ガイドライン
- (29) 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
- (30) 人とペットの災害対策ガイドライン
- (31) 災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン
- (32) 災害時においてホテル・旅館等を避難所として活用するガイドライン
- (33) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- (34) 個人情報の保護に関する法律及び本市個人情報保護に関する法律施行条例
- (35) その他関係法令、通達、ガイドライン、技術指針、千葉県条例、千葉県規則、千葉県各種計画、本市法令、本市訓令及び告示、本市各種計画等、最新の防災気象情報

本業務の実施にあたっては、最新の関係法令等との整合性を図るものとする。また、履行期間中に関係法令等の改正などが行われた場合は本業務に反映するために必要な調査、検討期間と履行の残り期間を考慮し、本市と協議の上で、実施内容を決定するものとする。

6. 貸与資料

本業務に必要な資料は、本市又は本市が指定する相手方から貸与するものとするが、その管理は受注者が責任を持って行うものとし、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分注意し、慎重に取り扱うものとする。

また、本業務の完了後、それらを直ちに返却するものとする。

7. 情報セキュリティへの配慮

本業務において取り扱う情報には個人情報を含むものや業務外使用が禁止されているものが想定されることから、受注者は、適切な情報セキュリティ対策を講じて業務を実施するものとする。

受注者は、ISO/IEC 27001 に基づく認証又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）の取得事業者であることを証明する書類を提出すること。

また、受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理し、目的外使用、第三者提供の禁止、事故時の速やかな報告及び業務完了後の返却又は廃棄を行うものとする。

8. 関係官公庁との折衝

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、本市が行う関係官公庁等との協議、打合せ及び各種手続きについて、本市が必要と認める場合には、これに参加し、又は協議資料の作成その他必要な支援を行うものとする。
- (2) 本業務の実施に関連して、関係官公庁等に対する手続き、照会又は調整等が必要となった場合は、受注者は、速やかに対応するとともに、その内容を本市に報告し、本市の指示に従うものとする。
- (3) 受注者が、本業務に関連して関係官公庁等から照会、要請又は協議を受けた場合は、直ちにその内容を本市に報告し、必要な協議を行ったうえで対応するものとする。

9. 再委託の制限

受注者は、本業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等を記載した書面を本市に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 損害の賠償

本業務遂行中に受注者が本市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は受注者がこれを負うものとする。

1 1. 秘密の保持

受注者は、本業務上で知り得た事項については、その一切を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後又は解除後も同様とする。

1 2. 検査及び是正

受注者は、本業務完了後、本市が定める手続きに従い所定の検査を受けるものとする。

本業務は、本市の検査により合格と認められた時点をもって完了とする。

また、検査完了後又は成果品の納品後においても、成果品に記載漏れ、不備、誤りその他瑕疵が判明した場合は、受注者は自己の責任及び負担において、速やかに修正又は補正を行うものとする。

1 3. 成果品の瑕疵

本業務完了後、受注者の過失又は粗漏に起因する不良個所が発見された場合は、本市の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

1 4. 成果品の帰属

本業務において、作成した成果品並びにこれに付属する資料はすべて本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく使用してはならない。

1 5. 業務終了後の協力

受注者は、本業務終了後においても、本業務の内容又は成果品に関して、本市から照会又は説明を求められた場合には、誠実にこれに協力するものとする。

また、本市が必要と認める場合には、第三者に対する技術的説明、資料の補足又は説明対応等についても、受注者は本市の指示に従い協力するものとする。

第2章 業務概要

1. 調査内容

本業務は、印西市地域防災計画等の改訂に資するため、複合災害を考慮した防災アセスメント調査並びに各種計画等の改訂等を目的として、以下の項目について作業を行うものとする。

[基本事項]

- (1) 計画準備
- (2) 打合せ協議
- (3) 資料収集・整理

[複合災害を想定した防災アセスメント調査]

- (4) 地盤情報の整理
- (5) 地震災害被害想定調査
- (6) 洪水被害想定調査
- (7) 地区別防災カルテ（マップ）及びハザードマップの作成
- (8) 防災アセスメント調査報告書の作成

調査結果を整理・分析し、防災アセスメント調査報告書として取りまとめる。

[各種計画等の改訂等]

- (9) 地域防災計画
- (10) 国土強靱化地域計画
- (11) 勤務時間外の印西市職員災害時初動マニュアル
- (12) 業務継続計画（BCP）
- (13) 地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）
- (14) 避難指示等の判断・伝達マニュアル
- (15) 避難所運営マニュアル
- (16) 避難行動要支援者避難支援計画
- (17) 総合防災ガイドブック

2. 調査範囲

本業務の調査範囲は、印西市全域とする。

3. 調査手法

本業務は、最新の印西市地域防災計画関連資料を参考としつつ、国の防災基本計画、中央防災会議等による最新の検討結果及び千葉県が公表する最新の地震被害想定等を踏まえ、業務着手時点において入手可能な最新の公表資料、統計データ及び科学的知見に基づき実施するものとする。

また、本市において最新のデータが整備されていない項目については、既存の公表

資料及び統計資料等を活用し、合理的かつ客観的な方法により分析及び推計を行うものとする

第3章 業務内容

1. 基本事項

(計画準備)

本業務の実施に当たり、受注者は、業務の目的、業務内容、履行期間等をふまえて、業務の実施方法や手順を定めた作業実施計画書を作成し、本市の承認を得るものとする。

(打合せ協議)

受注者は、計画内容及び本市の意図を十分に理解し、手戻りの生じないように留意するとともに、業務の主要な区切り及び本市の求めに応じて打合せ協議及び市長へ報告（中間・最終報告）を行い、その結果を打合せ記録簿として整理し、本市の確認を得ながら業務を行うものとする。打合せ記録簿は、本市の承認を得た上で、本市・受注者両者にて保管するものとする。連絡事項についても同様に記録し確認するものとする。

打合せは「業務着手時」、「中間報告時（令和9年3月、令和10年1月）」、「成果品納入時」を必須とするとともに、必要な時点及び本市の求めに応じて実施するものとし、回数に制限を設けないものとする。なお、「業務着手時」、「中間報告時（令和9年3月、令和10年1月）」、「成果品納入時」は管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務内容や業務の進め方等に関する問合せや要望等には、可能な限り誠意を持って対応するものとする。

(資料収集・整理)

本市は、本業務を実施する上で必要となる本市所管資料については、借用書と引き換えに受注者に無償で貸与するものとする。また、本市以外の第三者から受注者への資料の貸与について、本市は可能な限り協力するものとする。

受注者は、本市又は第三者から資料の貸与を受ける際には、破損、紛失、盗難等の事故の無いよう責任を持って管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

2. 防災アセスメント調査

本アセスメント調査においては、単一の災害事象のみならず、複数の災害が同時期又は連続して発生する複合災害の可能性も考慮したものとし、被害の連鎖・相互影響を踏まえた総合的な評価を行うものとする。

(地盤情報の整理)

地震動及び液状化の情報の整理を行うため、印西市全域の地盤条件について 50m×50mメッシュ単位で整理する。

(1) 本市の地形、地質及び地盤について、必要に応じて国、県、市、及び関係機関の

有する最新の地質図、地盤図、ボーリングデータ等の各種資料を収集、整理、解析し、浅部・深部の地盤モデルを作成するものとする。

- (2) 地盤モデルに当たっては、中央防災会議、地震調査研究推進本部、防災科学技術研究所等が提示している最新の地盤モデル等を考慮したものとする。

(地震災害被害想定調査)

本業務の想定地震は、国の防災基本計画（業務着手時点の最新版）、中央防災会議における最新の検討結果、千葉県が公表する最新の地震被害想定等を踏まえ、印西市域に大きな影響を及ぼすと想定される次の地震を基本として設定するものとする。

調査にあたっては、建物被害、人的被害、ライフライン被害等に加え、災害時における生活支障の発生状況について分析を行うものとする。

また、その結果を踏まえ、行政対応上の課題や対策の検討に資する整理を行う。

I. 印西市直下の地震 (Mw7.3)

II. 千葉県北西部直下の地震 (Mw7.3)

III. 首都直下地震のうち、国（内閣府等）が示す最新の検討結果において、本市に最も影響を及ぼすおそれがあるとされる地震（本市と協議の上、決定する。）

(1) 地震動の整理

地震動の整理にあたっては、令和2年度印西市地域防災計画改訂業務の成果、千葉県が公表する地震被害想定、国等が公表する資料及び既存データを活用するものとする。また、他自治体の事例等も参考に、本業務に適した地震動評価手法の検討及び整理を行うものとする。

なお、想定地震及び評価条件については、市と協議のうえ決定する。

整理結果は、被害想定及びハザードマップ作成に活用できるよう、分布図として取りまとめるものとする。

ア 深部地盤（工学的基盤）の地震動予測

震源モデル及び地盤モデルに基づき、標準的な手法を用いて、原則として、下記の通り詳細法を用いた計算手法により地震動を算出する。

イ 浅部地盤の地震動予測

アの結果をもとに、浅部地盤の応答計算又は表層地盤増幅度により、地表面の地震波形、計測震度、地表最大加速度、地表最大速度、SI 値等の予測を 50m メッシュごとに行い、地震動分布図を作成するものとする。

(2) 液状化危険度

ア 地震動の整理結果に基づき、液状化危険度を 50m メッシュごとに評価・予測し、液状化危険度分布図を作成するものとする。

イ 液状化危険度の評価にあたっては、国、学会等が公表している最新の技術的知見並びに近年発生した大規模地震における被害事例を踏まえるものとする。

(3) 急傾斜地崩壊危険度予測

- ア 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等の斜面災害の発生が危惧される箇所を対象として、地震動予測結果に基づき、地震による急傾斜地崩壊危険度を評価・予測し、その結果について個別にランク分け及び急傾斜地崩壊危険度分布図の作成を行うものとする。
- イ 大規模盛土造成地についても検討を行うものとする。
なお、危険度判定にあたっては、急傾斜地崩壊対策工事の状況等を考慮するものとする。

(4) 建物被害予測

ア 地震動による建物被害

地震動による建物被害については、市が保有する最新の建物データを基礎資料として収集・整理し、建物構造別及び建築年次別の計測震度と被害率との関係に基づき、全壊棟数及び半壊棟数を予測するものとする。

なお、半壊棟数については、全半壊率に基づき算定した全半壊棟数から全壊棟数を差し引く方法により算出するものとする。

イ 液状化による建物被害

液状化による建物被害については、液状化危険度評価結果を踏まえ、建物構造別及び建築年次別に設定した被害率に基づき、全壊棟数及び半壊棟数を予測するものとする。

また、液状化ランク別の影響範囲及び面積率を考慮し、地震動による建物被害との重複が生じないように整理するものとする。

ウ 急傾斜地崩壊による建物被害

急傾斜地崩壊による建物被害については、市内の急傾斜地における危険度区分及び地震動の影響を踏まえ、危険度ランク別崩壊率及び震度別被害率に基づき算出するものとする。

なお、算定にあたっては、地震動及び液状化による建物被害との重複を排除するよう整理するものとする。

(5) 地震火災の予測

ア 出火予測

出火予測については地震発生後に伴い発生する地震火災を対象として実施するものとする。

予測にあたっては、住民による初期消火活動及び消防機関等による消火活動の影響を考慮するとともに、3つの季節・時刻を想定して行う。

イ 延焼予測

延焼予測については、建物構造、空き地率、風向及び風速等の要素を考慮した延焼シミュレーション手法を用いて、焼失棟数の予測を行うものとする。

焼失棟数の算定にあたっては、地震動及び液状化による建物被害との重複を考慮し、適切に整理するものとする。

また、延焼予測は、出火予測において設定した各季節・時刻条件に加え、風速を2ケース想定して実施するものとし、予測単位は原則として建物1棟単位とする。

(6) 人的被害予測

人的被害は、建物倒壊、火災、急傾斜地崩壊、ブロック塀や自動販売機の転倒、屋外落下物、屋外収容物の移動・転倒等による「死者・負傷者・重傷者」及び「要救助者（自力脱出困難者）」について想定するものとする。

想定にあたっては最新の研究成果について、学術誌及び公的研究機関の報告書等の学術文献による調査並びに他の自治体による地震被害想定調査において用いられている予測手法を調査し、本業務に用いる最適な予測手法を選定するものとする。

(7) ライフライン被害予測

ア ライフライン被害の想定

地震動、地震火災等による影響を踏まえ、上水道、下水道、都市ガス及びプロパンガス、電力並びに通信（携帯電話を含む）について被害想定を行うものとする。

イ 被害及び復旧予測

被害想定にあたっては、国、研究機関等が公表する最新の研究成果、学術誌及び公的研究機関の報告書等の学術文献並びに他の自治体における被害想定調査で用いられている手法を参考に、本業務に適した予測手法を選定するものとする。

また、各ライフラインについては、過去の大規模災害における被害及び復旧事例を踏まえ、災害発生後の復旧過程及び復旧期間の見通しについても予測を行うものとする。

(8) 交通施設被害予測

ア 被害想定の対象

交通施設被害予測は、地震動、液状化、急傾斜地崩壊等による「道路（緊急輸送道路）」、「鉄道」の被害について想定するものとする。

イ 予測手法の選定及び被害予測

被害予測にあたっては、国、研究機関等が公表する最新の研究成果、学術誌及び公的研究機関の報告書等の学術文献並びに他の自治体における被害想定調査で用いられている手法を参考に、本業務に適した予測手法を選定するものとする。

(9) 生活支障等の予測

ア 避難者数予測

住居の被害又は生活機能の喪失により自宅での生活が困難となった者を避難者として設定するものとする。

避難者については、避難所生活者数及び疎開者数を区分して予測するとともに、災

害時要配慮者については内数として合わせて予測し個別に整理するものとする。
予測にあたっては、原則として発災後の時間経過に応じた避難者数の推移を予測するものとし、地区別に避難者数と避難所の収容可能人員を比較することにより、収容能力の過不足について評価を行うものとする。

イ 帰宅困難者数予測

公共交通機関の運行停止等により、発災当日に自宅へ帰宅することが困難となる者を対象として実施するものとする。

帰宅困難者数の算定にあたっては、市内の各鉄道駅を単位として、駅周辺に滞留する帰宅困難者数を予測するものとする。

算定に用いる条件については、昼間人口、通勤・通学流動、駅別利用者特性等を考慮するとともに、国、研究機関等が公表する最新の研究成果及び他の自治体における被害想定調査で用いられている手法を参考に、本業務に適した予測手法を選定するものとする。

また、帰宅困難者数については、発災後の時間経過に応じた推移を整理するとともに、駅周辺における滞留、移動及び一時滞在の状況を踏まえ、対応上の課題について整理するものとする。

ウ エレベーター閉じ込め被害予測

地震時に停止するエレベーターのうち、閉じ込めが発生する可能性のある台数を予測する。

エ 物資の過不足の予測

避難者、帰宅困難者等に必要となる物資の需要量を予測するものとする。

対象とする物資は、食料、飲料水、生活必需品、燃料、簡易トイレ等を基本とし、具体的な品目及び算定条件については、市と協議のうえ決定するものとする。

予測にあたっては、発災後の時間経過を考慮し、必要となる物資の需要量を整理するとともに、市が保有する備蓄量との比較により、物資の過不足について評価を行うものとする。

オ 医療機能支障の予測

発生が見込まれる負傷者数に基づき、必要となる病床数及び転院の必要数について予測を行うものとする。

あわせて、市域内の医療機関（病院等）における病床数、医療提供体制等を踏まえ、医療対応能力との比較により、医療機能の過不足について評価を行うものとする。

なお、評価にあたっては、医療機関自体の被災、ライフラインの途絶、交通障害等による医療機能の低下についても、可能な範囲で考慮するものとする。

カ 経済被害の予測

これまでに実施した各種被害予測結果を総合的に勘案して、市域における直接的な経済被害について想定するものとする。

なお、被害の算定にあたっては、国、研究機関等が公表する最新の算定手法や単価等を参考とし、その算定条件及び整理方法については、市と協議のうえ決定するものとする。

(10) 災害廃棄物予測

震災に伴い発生する災害廃棄物を想定し、その発生量について予測を行うものとする。

予測にあたっては、各種被害想定結果を基礎とし、国等が示す算定方法や過去の災害事例を参考に整理するものとし、その算定条件及び結果については、市と協議のうえ決定するものとする。

(11) 減災効果の算定

建物の耐震化、出火防止対策、家具転倒防止対策等の各種予防対策を実施した場合における、建物被害及び人的被害等の低減効果について算定するものとする。

算定にあたっては、本市が策定又は実施している関係計画を踏まえるとともに、国、研究機関等が公表する最新の研究成果、学術誌及び公的研究機関の報告書等の学術文献並びに他の自治体における被害想定調査で用いられている手法を参考に、本業務に適した算定手法を選定するものとする。

(12) 災害シナリオの作成

想定された被害量及び生活支障等並びに本市における社会状況から、各種被害様相及び応急対策ニーズの変化等について、時系列的にとりまとめるとともに、事業継続計画の局面ごとに事態がどのように推移していくかを具体的に示したシナリオを作成するものとする。

シナリオの作成にあたっては、近年発生した大規模地震災害における課題や教訓を参考とするものとするが、シナリオの構成、想定条件及び整理内容の詳細については、本市と協議のうえ決定するものとする。

(洪水被害想定調査)

本市に影響を及ぼす恐れのある河川として、国及び県が公表している想定最大規模降雨による浸水想定区域における被害について、当該区域内の建物棟数や居住人口等を踏まえ、建物被害及び人的被害調査を行うものとする。

なお、当該調査は、浸水継続時間を踏まえて行うとともに、床下及び床上浸水の区分、洪水時の避難対象地区、避難人口及び世帯、要配慮者、要配慮者施設、水害廃棄物等について行いとりまとめる。

また、指定避難所等の浸水状況等を鑑み、避難者数と地区ごとの避難所収容可能人員の比較を行い、収容人数の過不足の評価を行うものとする。

上記の想定にあたっては、令和元年房総半島台風、東日本台風等、過去に発生した被害事例や、関連した国・県等の指針等を十分に考慮し、発生しうる事象等を詳細に検討するものとする。

さらに、河川堤防の越水・破堤等による外水被害以外に、内水による被害については本市下水道課による浸水想定区域図見直し業務によるデータを活用し、データの無い箇所については地形条件、排水機能やライフラインの状況等を踏まえて検討するものとする。

(地区別防災カルテ（マップ）及びハザードマップの作成)

地区別防災カルテ（マップ）及びハザードマップ作成については、地域特性や地域資源を考慮し、図や表等を用いて、見易さ・理解のしやすさに配慮したものとする。

(1) 地区別防災カルテ（マップ）の作成

想定した各種被害予測結果を、地区防災計画の作成及び防災活動の基礎資料として活用できるよう、地区毎の災害危険性、防災施設、住民の避難方向等を帳票及び図面に取りまとめた地区別防災カルテ（マップ）を作成する。内容の詳細は発注者と協議の上決定するが、基本的な内容は以下のとおり。

ア 地区概況

基礎調査結果に基づき、災害履歴、自然条件、社会条件等について地区毎に整理する。

イ 被害想定

各種被害想定調査の結果に基づき、地区毎の被害想定を整理する。

ウ 防災課題・対策の方向性

地区概況及び被害想定を総合的に検討し、地区としての災害に対する災害危険性の有無や防災能力を評価し、防災上の課題と対策の方向性を取りまとめる。

(2) ハザードマップの作成

震度分布（揺れやすさ）、液状化危険度、急傾斜地崩壊危険度、浸水深、避難所情報、防災拠点等、災害発生時の住民の避難行動、自助・共助活動等に必要内容を記載するものとする。また、作成したハザードマップはGISデータにより取りまとめるものとする。

(防災アセスメント調査報告書の作成)

受注者は、本調査の結果及び進捗状況について、本市の求めに応じて随時報告するものとする。また、受注者は、次のとおり報告書を作成するものとする。

- (1) 本業務で実施した調査結果を年次中間報告書及び調査報告書（カラー印刷）として取りまとめる。調査報告書の納期の一か月前までに素案を提出し、その内容を本市に説明するものとする。日程については、本市と協議した上で決定する。
- (2) 報告書の概要版及び市民等に結果を分かりやすく説明するためのパワーポイント資料を作成し、提出する。概要版及び説明用パワーポイントの記載内容については、本市と十分に協議した上で決定する。

3. 各種計画等の改訂及び策定

各種計画等の改訂等にあたっては、アセスメント調査結果における複合災害につい

ても考慮するものとする。複合災害の発生により防災対応上の課題が生じるとされる事項については必要な想定及び整理を行うものとする。

(国土強靱化地域計画の改訂)

防災アセスメント調査結果の視点を踏まえ、印西市国土強靱化地域計画について、関連する計画等との整合を図りながら必要な見直しを行うものとする。

なお、見直し内容は、既存計画を基本とし、必要な修正・追記を行うものとする。

(地域防災計画の改訂)

(1) 資料の収集、整理

国や千葉県における災害に対する上位計画及び本市の関連計画、近年の災害教訓資料、本業務で実施する防災アセスメント調査結果及び使用した各種データ等について収集、整理するものとする。なお、本業務の履行期間中に新たな計画・指針等が公表された場合は逐次適用するものとする。

(2) 地域防災計画の改訂における課題の整理

現行計画において、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画等との不整合や記述の過不足の確認、近年の災害教訓や他自治体における先進事例などをとりまとめ、計画改訂における課題を整理する。

(3) 地域防災計画（素案）の作成

整理した課題を踏まえ、国や県の上位計画や関係法令・通知等との整合性を確保しながら、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画を検討し、地域防災計画（地震編・風水害編・大規模事故編・複合災害編）（素案）をとりまとめる。

(4) 庁内・関係機関の調整等

地域防災計画（素案）に対する庁内各部署や外部の防災関係機関の意見を聴取し、必要に応じて内容の調整を行い、素案を改稿する。

(5) パブリックコメントの実施支援

地域防災計画（原案）を対象とするパブリックコメントの実施後、市民の意見・要望等に対する回答案作成の支援を行う。

(6) 防災会議の開催支援

地域防災計画（案）について審議する市防災会議開催にあたって、資料作成や会議運営の支援を行うものとする。

また、会議中の質疑に対し技術的説明及び応答を行い、会議終了後は速やかに議事録を作成するものとする。

(7) 地域防災計画の作成

地域防災計画（原案）に対し、パブリックコメントにおける意見等を踏まえて適宜追加修正を施し、最終的な庁内調整等を行い、地域防災計画をとりまとめる。

(8) 地域防災計画（概要版）の作成

職員の教育や市民への広報・啓発に使用するために、地域防災計画の概要版を作成する。概要版の作成にあたっては、専門的な知識を有しない住民にも理解しやすい内容となるよう、平易な表現を用いるとともに、図表やイラストなどを効果的に活用し、わかりやすい構成とすること。

(9) 地域防災計画報告書作成

上記の作業をとりまとめ、報告書として作成する。

(勤務時間外の印西市職員災害時初動マニュアルの修正)

地域防災計画の修正内容を踏まえて、現行の職員災害時初動マニュアルの修正を行う。

(業務継続計画（BCP）の改訂)

(1) 計画策定方針の作成

①BCPで想定する災害の検討

受注者は、業務に必要となる関係資料から庁舎の被害状況、ライフライン被害等復旧予想等をもとに業務継続の影響について被害シナリオを作成する。

②BCP基本方針／非常時優先業務の選定基準

想定する災害や能登地震で得られた教訓や課題、BCPが対象とする災害発生後の期間等を踏まえ、BCPの基本方針および非常時優先業務の選定基準（着手優先度の基準）を検討する。

(2) 非常時優先業務の選定

①業務の洗い出し

市の各部署が平常時に行っている業務（通常業務）及び、地域防災計画に記載された災害対応業務（応急対策業務及び復旧・復興業務）を洗い出し、部署別に取りまとめた上で、それらの業務から非常時優先業務を選定し、その実施に必要な業務資源を整理する。

②職員参集状況の予測

大規模な地震が休日・夜間等、市職員の勤務時間外に発生した場合、徒歩又は自転車等による緊急参集の状況が、初動期の非常時優先業務の実施能力を計る重要な要素となることから、職員アンケートを実施した上で、居住地や交通機関の運行状況を勘案して、時系列的に参集状況を推計する。

③非常時優先業務の選定

①の結果を非常時優先業務の選定基準に照らし合わせ、非常時優先業務を絞り込む。その際、②の職員参集状況の予測結果を踏まえて、非常時優先業務としての必要性を吟味する。

④関係部署等との調整

全体の最適化を図るため、関係部署と調整し、優先業務の絞り込み及び決定を行うもの

とする。また、策定等に際して実施する検討委員会に必要な資料の作成、検討会議への出席及び議事録の作成等の運営支援を行うものとする。

⑤業務開始目標時間の整理

非常時優先業務の選定基準に合わせて、非常時優先業務の業務開始目標時間を設定する。その際、②の職員参集状況の予測結果との関係を考慮し、開始時間が適切かどうかを吟味する。

(3) 非常時優先業務に必要な業務資源の課題

「非常時優先業務」を「業務開始目標時間」内に実施するために、最低限必要な業務資源（人、施設、設備、通信、ライフライン等）を確認し、現状の課題（業務資源を時間内に確保できるのか、もし現状できない場合の原因は何か等）を整理する。

(4) 業務資源確保の対策

(3) で抽出された課題（非常時優先業務を実施する上でのボトルネック（障害））を解決するための対応策を検討する。

(5) 発災初動期の対策

発災初動期は、非常時優先業務の必要人員に対し、参集職員数が特に不足すると考えられることから、災害対策本部における混乱を避けるため、推定された参集職員数の範囲で対応すべき最優先の業務を絞り込む。

(6) B C P 推進（B C M）

非常時優先業務の実施に伴う現状の課題の解消、その対応策の実施には、B C P 記載内容の実効性を検証し、業務資源の強化や、訓練の実施を継続的に管理するしくみが不可欠である。このしくみ（B C M）について検討する。

(7) 庁内検討会議開催支援

業務継続計画の作成にあたって、開催する庁内検討会議に必要な資料の作成、検討会議への出席及び議事録の作成等の運営支援を行うものとする。

業務継続計画のとりまとめ

上記（1）～（7）の検討結果をとりまとめ、業務継続計画を改訂する。

(8) 業務継続計画報告書作成

上記の作業をとりまとめ、報告書として作成する。

（地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）の改訂）

(1) 資料収集整理、修正方針の検討

必要な資料を収集整理するとともに、地域防災計画等の修正を踏まえて、修正方針を取りまとめる。

(2) 個別対策マニュアル修正素案の作成

(1) をもとに現行の地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）の課題を整理し、

マニュアルの修正作業を行い、地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）（素案）を作成する。

(3) 庁内調整

地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）に対して、庁内各部署の意見を聴取し、必要に応じて内容の調整を行い、素案を改稿する。

(4) マニュアルのとりまとめ

(3) の意見等を踏まえて適宜追加修正を施し、地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）をとりまとめる。

(避難指示等判断・伝達マニュアルの修正)

現行の避難指示等判断・伝達マニュアルを基に課題を整理し地域防災計画の修正内容を踏まえて、修正を行う。

(避難所運営マニュアルの作成)

(1) 資料の収集、整理

令和6年能登半島地震や令和元年房総半島台風、東日本台風など、近年の災害教訓、国のガイドライン等を収集・整理する。

(2) 避難所運営マニュアルの修正作業

(1) をもとに現行の避難所運営マニュアル・感染症に対応した避難所運営マニュアルの課題を整理しマニュアルの修正作業を行い、避難所運営マニュアル（素案）を作成する。

(3) 庁内調整

避難所運営マニュアル（素案）に対して、避難所運営に関係する庁内各部署や自主防災組織等の関係団体等の意見を聴取し、必要に応じて内容の調整を行い、素案を改稿する。

(4) 計画のとりまとめ

避難所運営マニュアル（素案）に対して、(3) の意見等を踏まえて適宜追加修正を施し、避難所運営マニュアルをとりまとめる。

(避難行動要支援者避難支援計画の修正)

現行の避難行動要支援者避難支援計画を基に課題を整理し、関係する庁内各部署や自主防災組織等の関係団体等の意見を聴取し、必要に応じて内容の調整を行い地域防災計画の修正内容を踏まえて、修正を行う。

(総合防災ガイドブックの修正内容提案)

今回のアセスメント調査と地域防災計画の内容を踏まえて、総合防災ガイドブックの修正内容の提案を行う。

第4章 成果品

2.2. 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。また、成果品は全て電子データとして、電子記憶媒体へ保存し併せて提出するものとし、保存形式等については、本市との協議により決定するものとする。

成果品	数量
防災アセスメント調査報告書（A4判、カラー印刷）	3部
防災アセスメント調査報告書（概要版）	200部
防災アセスメント調査結果説明用資料（パワーポイント）	1式
印西市国土強靱化地域計画	200部
地区別防災カルテ（マップ）	10部
ハザードマップ	6万部
印西市地域防災計画（バインダー）	200部
勤務時間外の印西市職員災害時初動マニュアル	1000部
業務継続計画（BCP）	80部
地域防災計画詳細版（個別対策マニュアル）	80部
避難所運営マニュアル	80部
避難指示等の判断・伝達マニュアル	10部
避難行動要支援者避難支援計画	10部
総合防災ガイドブック（データ）	1式
業務報告書	3部
その他本市が必要と認めたもの	1式
上記に関連する電子データ（Shape形式のGISデータ含む）	1式

今回業務における特記事項

本業務は、前回業務内容を踏襲しつつ、地震・風水害等が同時期又は連続して発生する複合災害への対応力強化を目的として実施するものであり、以下の事項について特に留意して業務を行うものとする。

1 複合災害を想定した被害想定及び課題整理

発注者と想定するシナリオを協議の上、被害想定を特定し、防災対応上の課題を整理し、計画へ反映すること。

2 防災会議対応

防災会議においては、管理技術者が必ず出席し、委員及び関係機関からの質疑に対し、専門的かつ具体的に応答すること。また、会議で示された意見・指摘事項については、整理のうえ計画案へ確実に反映すること。

3 GISデータの更新

前回業務成果を基礎としつつ、最新データとの整合を図り、必要に応じて修正・更新を行うものとする。